

群馬大学医学部特別聴講学生規程

平成 26. 4. 1 制 定  
改 正 平成 30. 4. 1

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学医学部（以下「本学部」という。）における特別聴講学生に関する必要な事項は、群馬大学学則及び群馬大学医学部規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(入学の時期)

第 2 条 特別聴講学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、学期の途中において許可することがある。

(入学手続)

第 3 条 特別聴講学生として入学を志願する者は、所属する大学等を通じて、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 成績証明書及び在学証明書
- (3) 当該大学等の長の推薦書
- (4) 健康診断書
- (5) その他必要と認められる書類

(入学許可)

第 4 条 特別聴講学生の入学は、本学部の授業及び研究に支障がない場合に限り、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 入学を許可したときは、所属する大学等を通じて本人にその旨通知するものとする

(授業科目の履修範囲)

第 5 条 特別聴講学生が履修できる授業科目は、あらかじめ当該大学等との協議に基づき定められた範囲内のものとする。

(単位の認定)

第 6 条 特別聴講学生の単位の認定方法は、本学部学生の例による。

(成績証明書)

第 7 条 特別聴講学生が所定の授業科目を履修し、単位を取得したときは、所属する大学等に成績証明書を交付するものとする。

(許可の取消し)

第 8 条 特別聴講学生として不相当と認められたときは、教授会の議を経て、学長が聴講の許可を取り消すことがある。

(雑 則)

第 9 条 特別聴講学生については、この規程に定めるもののほか、本学部の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。